

令和3年3月11日	
所 属	歴史博物館
所属長	伊元 俊幸
電 話	06-6489-9801

尼崎市内の古民家2か所が国の登録有形文化財に登録されます

国の文化審議会（会長佐藤信）は、令和3年3月19日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに132件の建造物等を登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申を行う予定です。

この中に、尼崎市大庄北に所在する島中家住宅の主屋等6件と、上坂部に所在する廣田家住宅の主屋等6件が含まれています。この2か所、12件の登録により、尼崎市内に所在する国の登録有形文化財は計12か所、54件となる予定です。

1 登録される建造物の概要

(1) 島中家住宅

ア 所在地

尼崎市大庄北2丁目126番地

イ 登録建造物

No.	名 称	建設年代	種別	登録基準
1	島中家住宅主屋	明治19年	建築物・住宅	1. 国土の歴史的景観に寄与
2	島中家住宅蔵	明治前期	建築物・住宅	1. 国土の歴史的景観に寄与
3	島中家住宅中蔵	明治前期	建築物・住宅	1. 国土の歴史的景観に寄与
4	島中家住宅東蔵	明治前期	建築物・住宅	1. 国土の歴史的景観に寄与
5	島中家住宅納屋	明治中期	建築物・住宅	1. 国土の歴史的景観に寄与
6	島中家住宅仕切塀	明治19年	工作物・住宅	1. 国土の歴史的景観に寄与

ウ 概 要

島中家住宅は、尼崎市南西部の大庄地区に位置する旧今北村に所在しています。

四方を道路で囲まれた敷地はほぼ正方形で、南側の東西道路に面して正門があり、敷地中央北寄りに入母屋造り棧瓦葺きの主屋（明治19年建築）が南に面して建っています。主屋は桁行（東西幅）が約20メートルもある雄大な建物で、主屋の南には仕切塀で囲まれた内前栽（前庭）があります。

また、敷地の北側の東西路地に面して西から蔵・中蔵・東蔵の3つの大中小の蔵が並び立ち、その東には納屋も並ぶという印象的な景観を形成しています。

(2) 廣田家住宅

ア 所在地

尼崎市上坂部2丁目162番地

イ 登録建造物

No.	名 称	建設年代	種別	登録基準
1	廣田家住宅主屋	明治41年 昭和51年改修	建築物・住宅	1. 国土の歴史的景観に寄与
2	廣田家住宅北離れ	明治後期	建築物・住宅	1. 国土の歴史的景観に寄与
3	廣田家住宅土蔵	弘化5年	建築物・住宅	1. 国土の歴史的景観に寄与
4	廣田家住宅長屋門	明治後期	建築物・住宅	1. 国土の歴史的景観に寄与
5	廣田家住宅南塀	明治後期	工作物・住宅	1. 国土の歴史的景観に寄与
6	廣田家住宅庭門及び塀	明治後期	工作物・住宅	1. 国土の歴史的景観に寄与

ウ 概 要

廣田家住宅は、尼崎市北東部の園田地区に位置する、旧上坂部村に所在しています。

敷地は、北・西面を水路、南・東面を道路で囲まれた四角形で、南側の東西道路に面して南塀と長屋門があり、敷地北側の東寄りに入母屋造り茅葺き（銅板仮葺き）の主屋（明治41年建築）が南に面して建っています。主屋の北側には平屋建ての北離れが建ち、その西に江戸時代後期の弘化5年（1848）築の土蔵があります。また、主屋から南西に向けて塀が築かれて庭を南北に分ち、この塀には庭門が設けられています。

※廣田家の「廣」は「まだれ（广）に黄」と書きます。「廣」ではありません。



島中家住宅主屋



廣田家住宅主屋

2 登録文化財制度の概要

国の登録文化財制度とは、平成8年の文化財保護法改正により導入された、主に近代（明治以降）の建造物を後世に幅広く継承していくことを目的に、緩やかな保護措置を講じる制度です。これまでに登録された主な建造物としては、東京大学安田講堂、京都南座、大阪城天守閣、兵庫県内では神戸市立博物館、布引ダム、明石市立天文科学館、尼崎市内では東洋精機株式会社本館事務所、尼崎市立大庄公民館（旧大庄村役場）、尼崎市役所開明庁舎（旧開明尋常小学校校舎）などがあります。

3 解禁設定

本件については、文化庁より、令和3年3月19日（金）17時以降の解禁設定とする旨の通知がありましたので、各社のご協力をお願いいたします。

なお、登録にあたり所有者の談話をお預かりしていますので、ご希望される報道機関は歴史博物館にお問い合わせください。

以 上